

2014 年 8 月 7 日

各 位

会社名 株式会社アコード・ゴルフ
代表者名 代表取締役社長 鎌 田 隆 介
(コード番号:2131 東証 1 部)
問合せ先 常務執行役員 道 田 基 生
電話 (03) 6688-1500 (代表)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主である株式会社レノ、株式会社 C&I Holdings、株式会社南青山不動産および株式会社シティインデックスホスピタリティ(以下「本株主」と総称します。)より、臨時株主総会の招集請求(以下「本請求」といいます。)に関する書面を 2014 年 8 月 6 日付で受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本請求は、2014 年 8 月 6 日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせした、当社が株式会社レノから 2014 年 8 月 5 日付で受領した臨時株主総会の招集請求と同内容の招集請求を、請求人を追加して重ねて行ったものとことです。

記

1. 本請求をした者

株式会社レノ(東京都港区南青山三丁目 8 番 37 号第 2 宮忠ビル 8 階 代表取締役 三浦 恵美)
株式会社 C&I Holdings(東京都南青山三丁目 8 番 37 号 代表取締役 池田 龍哉)
株式会社南青山不動産(東京都南青山三丁目 8 番 37 号 代表取締役 池田 龍哉)
株式会社シティインデックスホスピタリティ(東京都南青山三丁目 8 番 37 号 代表取締役 大村 将裕)

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的たる事項

取締役 6 名解任の件

当社取締役 6 名(澤田勲氏、大西又裕氏、須藤修氏、田代祐子氏、田淵智久氏および前川充留氏)の解任

(注)上記当社取締役 6 名は、当社の社外取締役全員であり、いずれも独立役員として指定されております。

取締役 5 名選任の件

本株主の役職員 5 名(三浦恵美氏、福島啓修氏、中島章智氏、野間口雅彦氏および池田龍哉氏)の当社取締役としての選任

(2)招集の理由

上記(1)に記載の各議案を速やかに可決することが当社における徹底したアセットライトと株主還元による株主価値の向上に不可欠であると考えためとされております。各議案の提案の理由につきましては、別紙をご参照ください。

3.本請求への対応方針

本請求に関する当社取締役会の方針につきましては、本請求の内容等を慎重に検討したうえで、決定次第お知らせする予定です。

4.その他

本請求の末尾において、「貴社の現経営陣が請求人らの提案する株主還元と同程度の株主還元を実現する決意を公表するなどして、敢えて社外取締役を交代させる必要がなくなった場合には、本招集請求を撤回する所存」である旨記載されております。

なお、当社が2014年5月23日付で公表した新中期経営計画、並びに2014年8月4日付プレスリリース「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(8月5日付訂正)で公表した自己株式公開買付けについて、本請求による変更はありません。

以 上

【本件に関するお問合せ先】(平日 9:00～17:00)
株式会社アコード・ゴルフ
IR部 野瀬
電話 : 03 - 6688 - 1500(音声ガイダンス)
E-mail: ir@accordiagolf.com

(注) 以下の内容は、本株主より受領した臨時株主総会招集請求に記載の株主総会の目的たる事項の提案の理由および臨時株主総会の招集の理由を抜粋したものです。これらの記載に関する当社の意見については、別途お知らせいたします。

(株主総会の目的たる事項の提案の理由)

取締役 6 名解任の件に関する提案の理由

当社は、PGM ホールディングス株式会社から敵対的 TOB を仕掛けられた当時は配当性向 90%と提案しておきながら、これを今回 45%に半減させる意向を示すなど、適切なガバナンスがなされていません。これは、社外取締役に期待されたコンプライアンスやガバナンスの体制強化という役割が果たされていないことの表れです。

また、当社は、平成 25 年当初は徹底的なアセットライトを進めていくとしておきながらも、本年 3 月に発表されたビジネストラスト(以下「BT」といいます)によるアセットライト施策では、保有しているゴルフ場 134 コースのうち 90 コース(資産規模においては約半分)のみとなっており、今後の追加のアセットライトについても、固定資産の 5~6 割を切り離すとしておきながらも、具体的な計画については、いまだ開示されておられません。この点について、請求人ら(注:株式会社レノ、株式会社 C&I Holdings、株式会社南青山不動産及び株式会社シティインデックスホスピタリティの 4 社を総称していいいます。以下同じとします。)は、当社大株主として、当社に再三速やかに開示をするように依頼しておりましたが、当社現経営陣からは、BT 上場後速やかに開示をするとの説明があったものの、昨日開示の規模は追加のアセットライトとしては小規模であり、株主価値最大化という観点からは程遠いものでした。

本件については、本来は株主の目線で考えるべき社外取締役がその機能を果たしていないと解し(新任の社外取締役もいますが、事実上、従前の取締役会の方針を追認しています)、社外取締役 6 名全員の解任を提案します。

取締役 5 名選任の件に関する提案の理由

当社は、PGM ホールディングス株式会社から敵対的 TOB を仕掛けられた当時は配当性向 90%と提案しておきながら、これを今回 45%に半減させる意向を示すなど、適切なガバナンスがなされていないものと考えられます。

また、請求人らは、当社において BT によるアセットライト施策実施後 2 年間を目処に追加で 400 億円以上の資産のアセットライトを行い、当社の現経営陣が示している方針に基づく剰余金の配当(みなし当期純利益の 45%)を含めて、2016 年 3 月期と 2017 年 3 月期の 2 期で 200 億円以上の株主還元を実現することは可能であると考えており、その任にふさわしい社外取締役として取締役 5 名の選任をお願いする次第です。なお、当社の事業経営については、従前からの業務執行取締役 4 名に基本的には委ねることとし、新たに選任される社外取締役 5 名については、当社の資本政策を中心に徹底した株主還元を行うことをコミットし、その役割を終えた時点で退任すべきかの判断を行う見通しです。

上記の株主還元を剰余金の配当又は自己株式取得のいずれかの形にするかについては、株主の皆様にご諮るべきであると考えます。

また、アセットライトによる売却代金について、その大部分を銀行に弁済することが必要になった場合には、請求人らが当社の現在の金融機関からの借入条件と同等の条件にて必要な資金を当社に貸付けることにより

資金調達をすることも検討します。

(臨時株主総会の招集の理由)

請求人らは、前記各提案の理由記載の理由により前記各議案を速やかに可決することが当社における徹底したアセットライトと株主還元による株主価値の向上に不可欠であると考え、臨時株主総会の開催を請求する次第です。

なお、貴社の現経営陣が請求人らの提案する株主還元と同程度の株主還元を実現する決意を公表するなどして、敢えて社外取締役を交代させる必要がなくなった場合には、本招集請求を撤回する所存です。